

経済産業省手続オンライン化アクション・プランの改訂について

平成14年7月30日

経済産業省

電子経済産業省（e-METI）推進室

本日、総務省から各府省の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プランを改訂し、全府省で約52,000手続（改訂前：約16,000手続）をオンライン化するプランが発表された。当省においても、申請・届出等を含め、原則として全ての法令に基づく行政機関等の手続のオンライン化を可能とするための法整備を平成14年度中に行うことを前提に、新たにオンライン化が可能となる手続を含め、経済産業省の手続オンライン化のアクション・プランを以下の観点から抜本的に見直しを行ったので、これを公表する。

オンライン化対象手続数の増加

申請・届出等だけでなく、法令に規定のある全ての手続（行政機関間の手続、不服申立て、不利益処分等）を対象に加えて、オンライン化する手続を大幅に増加。

約7,300手続（改訂前 約3,000手続、全府省合計約52,000手続）
なお、当省所管の法令に基づく手続については、例外なくオンライン化する。

手続簡素化の拡充

添付資料の簡素化、提出部数の削減、電子申請様式の統一化、システム運用時間の延長等、手続簡素化のための見直し件数を大幅に追加。

約1,200手続（改訂前 約400手続）

オンライン化実施時期の前倒し

平成14年度までにオンライン化を実施する手続（国の行政機関が扱う手続）の割合を全体の59%（前回計画：47%）に引き上げ。

約3,200手続（59%）（改訂前 約1,000手続（47%））

なお、省令改正のみでオンライン化可能な手続（40省令260手続）については13年度から14年度にかけて先行実施。